

第 27 号議案

専決処分の承認を求めることについて

桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、緊急に桶川市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、令和 8 年 3 月 31 日に桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

第 27 号議案別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条
第 1 項の規定により、専決処分する。

桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和 8 年 3 月 31 日

桶川市長 小 野 克 典

別紙

桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

桶川市国民健康保険税条例（昭和30年桶川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項、号及び号の細目に対応する改正前の欄の項、号及び号の細目が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項、号及び号の細目を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>5 子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>5 子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の</p>	<p>第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の</p>

後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)及び同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

(1) 略

エ 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

エ 略

後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) 略

エ 略

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 84円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき310,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

エ 略

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**56万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

エ 略

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額**及び被保険者均等割額**(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の**被保険者均等割額**)は、当該所得割額**及び被保険者均等割額**から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被

除く。)1人について 60円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**57万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

エ 略

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 24円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額**並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額**(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の**被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額**)は、当該所得割額**並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額**から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被

保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則**第24条の30の5**に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 略

保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則**第24条の30の6**に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 略

(9) **国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額** 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 **国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)**がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額に限る。))は、当該被保険者均等割額から、当該被

<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 略</p> <p>3 市長は、当該年度の賦課期日において、<u>出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険税の被保険者</u>が2人以上いる世帯の納税義務者のうち必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。</p>	<p>保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 略</p> <p>3 市長は、当該年度の賦課期日において、<u>18歳未満被保険者</u>が2人以上いる世帯の納税義務者のうち必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の桶川市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 27 号議案参考資料

議 案 名

専決処分の承認を求めることについて
(桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

1 提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、緊急に桶川市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、令和 8 年 3 月 31 日に桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 子ども・子育て支援納付金課税額に関する改正

- ① 賦課限度額を 3 万円とする。 (第 2 条関係)
- ② 18 歳以上被保険者均等割額に係る国民健康保険税の軽減措置について規定する。 (第 21 条関係)
- ③ 18 歳未満の被保険者に係る被保険者均等割額を全額軽減とする。 (第 21 条関係)

(2) 低所得者に係る軽減措置に関する改正

国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者等の数に乗すべき金額を 31 万円に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者等の数に乗すべき金額を 57 万円に引き上げる。

(第 21 条関係)

(3) 字句の整理を行う。

(第 25 条関係)

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日